

東住吉区区政推進基金事業実施要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、東住吉区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条（基金充当事業）

東住吉区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成25年大阪市条例第69号）第1条に基づき、東住吉区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、東住吉区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- （1）区民が安心して子どもを生み育てられる次世代育成支援に関する事業
- （2）区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業
- （3）区民が共に支え合う地域福祉に関する事業
- （4）区域の史跡、伝統文化等を活かした歴史文化・まちのにぎわいに関する事業
- （5）区民の健康づくりの推進に関する事業
- （6）区民に快適で、親しまれる区役所をめざす開かれた区役所づくりに関する事業
- （7）大きな公共を担う活力ある地域づくりに関する事業
- （8）区内における環境美化、緑化に関する事業
- （9）区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業
- （10）前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに係る施策の推進に関する事業

第3条（寄附金の申込み）

第2条に定める事業に寄附をしようとする者は、様式第1号により、寄附金を申込むものとする。

第4条（市民局長との協議）

区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

第5条（基金充当事業の広報）

区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄付金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

「ふるさと寄附金」対象

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長 あて

大阪市区政推進事業寄附申込書(東住吉区)

私は、「大阪市区政推進基金」の目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

寄附金額 円

寄 附 者	住所(所在地)	〒	
	ふりがな		生 年 月 日
	氏名又は 団体名・会社名 (代表者名)		・
	電話番号		

※情報の公開について

寄附者の住所・電話番号は公表しません。寄附金額は公表させていただきます。

Q: 寄附者のお名前などを公表してもよろしいですか? (いずれかに○をつけてください。)

- 1: 名前・寄附金額を公表してもよい

2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない

3: 名前は公表してほしくない

※寄附の活用先の希望について

寄附の活用先に希望がある場合は、次の活用先の中から選んでご記入ください(複数選択可)。

- 0: 特に指定しない

1: 区民が安心して子どもを産み育てられる次世代育成支援に関する事業

2: 区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業

3: 区民が共に支え合う地域福祉に関する事業

4: 区域の史跡、伝統文化等を活かした歴史文化・まちのにぎわいに関する事業

5: 区民の健康づくりの推進に関する事業

6: 区民に快適で、親しまれる区役所をめざす開かれた区役所づくりに関する事業

7: 大きな公共を担う活力ある地域づくりに関する事業

8: 区内における環境美化、緑化に関する事業

9: 区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業

(ご注意)

ご希望いただいた活用先については、活用にあたり尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに活用できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

寄附申込書の受付後、控えとして「申込書の写し」をお渡します。

寄附金の収納確認後「受領書(確定申告用)」を送付いたします。(納付後1~2週間程度かかります。)(「受領書」がお手元に届くまでは、「申込書の写し」及び「領収書」をお手元にて保管いただきますようお願いいたします。

ふるさと納税を巡り、寄附金の詐取を目的とする複数の偽サイトが確認されております。怪しいと感じた場合は、お申込みをされる前にご確認ください等、悪質な詐欺には十分にご注意ください。

※1回のお申込みで、1万円以上の寄附をいただいた大阪市外在住の方に「大阪市立ミュージアム御招待証」(市HP)(または、寄附メニューによっては「オリジナル特典」)を贈呈しています。(大阪市内在住の方は対象外となりますのでご注意ください。)なお、10万円以上の寄附をいただいたすべての方に「市長感謝状」を贈呈しています。(ご辞退される方は、事前にお申し出ください)

基金に関する問い合わせ・送付先

東住吉区役所総務課

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺 1-13-4

電話 06-4399-9625 ファックス 06-6629-4533 電子メール tv0001@city.osaka.lg.jp

受付日

担当

担当者